

医薬品の治験に係る診療をおこなっています



薬事法、薬事法施行規則及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令等に基づき、患者さんの同意を得たうえで実施しております。

なお、治験に係る特別な費用の徴収は一切ございません。